

第3次 計画(案)

＜ 将来像 ＞ 心豊かで活力ある男女共同参画のまち 境港

第2次

目 標 (5)

課 題 (10) 施 策 (26)

I 心温まる 意識づくり

- 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する
 - 1 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します
 - 2 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します
 - 3 性に関する健康と権利の理解を深めます
- あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する
 - 4 DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します
 - 5 セクシャルハラスメントの防止対策を実施します

II 活力ある まちづくり

- 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する
 - 6 地域活動への男女共同参画を促進します
 - 7 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
- 市政への男女共同参画を推進する
 - 8 施策・方針決定過程への女性の参画を促進します
 - 9 行政機関の男女共同参画を推進します

III 働きやすい 環境づくり

- 就労の場における男女共同参画を推進する
 - 10 男女平等の就労環境づくりを促進します
 - 11 働きたい女性の就労を支援します
 - 12 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する
 - 13 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります
 - 14 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します

IV 笑顔のある 暮らしづくり

- 暮らしの中の男女共同参画を推進する
 - 15 男性にとつての男女共同参画の理解を促進します
 - 16 家庭生活への男女共同参画を促進します
 - 17 子どもの男女共同参画の理解を促進します
- 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境を進める
 - 18 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます
 - 19 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます
 - 20 DVやジェンターに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます

計画の推進

- 推進体制の整備
 - 21 市民組織・団体
 - 22 市役所庁内組織
 - 23 男女共同参画を推進していくための拠点
 - 24 連携・共同
- 計画の進行管理
 - 25 計画の進捗状況の把握
 - 26 市民意識の把握



第3次

目 標 (5)

課 題 (11) 施 策 (27)

I 心温まる 意識づくり

- 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する
 - 1 男女共同参画の理解を広げる 啓発 を推進します
 - 2 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します
 - 17 子どもの男女共同参画の理解を促進します
- あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する
 - 4 DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します
 - 5 各ハラスメントの防止対策を実施します

II 活力ある まちづくり

- 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する
 - 6 地域活動への男女共同参画を促進します
 - 7 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
- 市政への男女共同参画を推進する
 - 8 施策・方針決定過程への女性の参画を促進します
 - 9 行政機関の男女共同参画を推進します

III 働きやすい 環境づくり

- 就労の場における男女共同参画を推進する
 - 10 男女平等の就労環境づくりを促進します
 - 11 働きたい女性の就労を支援します
 - 12 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する
 - 13 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります
 - 14 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します

IV 笑顔のある 暮らしづくり

- 暮らしの中の男女共同参画を推進する
 - 15 男性にとつての男女共同参画の理解を促進します
 - 16 家庭生活への男女共同参画を促進します
- 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境を進める
 - 18 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます
 - 19 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます
 - 20 DVやジェンターに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます
 - 生涯を通じた、男女の健康の保持増進を支援する
 - 3 性に関する健康と権利の理解を深めます
 - 新 生涯を通じた男女の健康管理・保持・増進対策を推進します

計画の推進

- 推進体制の整備
 - 21 市民組織・団体
 - 22 市役所庁内組織
 - 23 男女共同参画を推進していくための拠点
 - 24 連携・共同
- 計画の進行管理
 - 25 計画の進捗状況の把握
 - 26 市民意識の把握

は「女性活躍推進法」に基づく推進計画と定めるもの。 斜字は、施策を移動、新設するもの。